

第2回「多様な勤務形態に関する研究会」議事概要

1 日 時 : 平成15年12月10日(水) 11時~13時

2 場 所 : 人事院第一特別会議室(6階)

3 出席者

〈委員〉(敬称略、座長以外は五十音順)

佐藤博樹(座長)、稲葉康生、奥谷禮子、
武石恵美子、龍井葉二、藤井龍子

〈ヒアリング府省〉(敬称略、発言順)

厚生労働省大臣官房人事課長 宮島俊彦
国税庁長官官房人事課長 谷口和繁
警察庁長官官房人事課企画官 山下史雄

4 議事内容

厚生労働省、国税庁、警察庁の3省庁から、「業務等の特徴」、「国会・予算関係等繁忙業務の処理の実態」、「多様な勤務形態の導入についての意見」の3点について聴取し、質疑応答及び意見交換を行った。

5 意見交換等の概要

<厚生労働省ヒアリング>

(1) 業務説明等の概要

- 厚生労働省の職場は、国会関係業務・予算関係業務等を行う本省のほか、交替制勤務を行っている国立病院、国民と対面して業務を行う公共職業安定所や社会保険事務所など、大変多岐にわたっており、それぞれの業務に応じた多様な勤務形態の在り方を考える必要がある。
- 本省の国会関係業務は、質問待ちをしたり、答弁資料を作成したりで、夜中まで業務を行うことが多く、しかもほとんど1年を通して多忙となっている。
- フレックスタイム制については、一定のテーマがある研究者等にはふさわしいと思うが、勤務時間管理が難しくなるのではないかという懸念がある。

- 再任用短時間制度は、その定数管理を弾力化するなどすれば、もう少し人数が増えるのではないかと考える。

(2) 主な質疑応答

(問) 国会対応には、全ての職員が残っている必要があるのか。法案作成は、臨時のプロジェクトチームを作って対応できないか。また、いずれの業務についても、繁忙期が短時間で終わらないのであれば、民間でいう「年間変形労働制」のように「年」単位で工夫できないか。

(答) 国会対応は、質問の内容が分かるまで、可能性のある部局は残らざるを得ない。法案は、どの部局も抱えているし、また、国会はほぼ「通年国会」のようになっており、1年の中で業務の繁忙期とそうでない時期を分けて考えるのは難しい。

<国税庁ヒアリング>

(1) 業務説明等の概要

- 国税庁では、内国税の賦課・徴収という、国民に対して公権力を行使するという業務を行っている。外部での徴収業務、滞納者に対する電話催告等の業務には、短時間勤務制やフレックスタイム制がなじむものとする。
- 国税庁ではここ2年間、「調査官」、「徴収官」等の職種に、再任用短時間勤務職員を活用してきている。
- 今後、育児や介護の事情を抱える職員が非常に増えることが予想される。短時間勤務制やフレックスタイム制は、そういった職員のニーズにも応えるものとする。
- 税務大学校において専門的な研究を行っている職員については、裁量勤務制なども、場合によっては有効になると考えられる。

(2) 主な質疑応答

(問) 育児を行う職員については、現行も部分休業制度が設けられているが、短時間勤務制が必要であると考えるのはなぜか。

(答) 短時間勤務職員であれば、時間を短縮した部分で別の短時間勤務職員を措置する

ことも考えられる。

(問) 業務量が多いということであれば、電話催告センターなどを外部にアウトソーシングできないのか。

(答) その業務内容が、徴収法に基づく一種の公権力の行使であるので、国家公務員が行うほうがより効果的で、国民からも信頼されると考える。

(問) 具体的には、どのような業務に短時間勤務制が向いていると考えるか。

(答) 納税者に接触する外部事務がある。税務相談を受ける仕事そのほか電話による催告業務などは、8時間連続しての業務で疲れるので、半日ずつ時間帯を分けて職員を勤務させるという方法がある。納税者サービスの向上にも資すると考えられる。

(問) 外部事務を行う職員については、どのような時間管理をしているのか。

(答) まず出勤し、当日のスケジュールを上司に連絡した上で外部へ出かけ、また戻ってきて報告をする。

<警察庁ヒアリング>

(1) 業務説明等の概要

- 警察庁は、本庁内部部局のほか、警察大学校、皇宮警察本部及び科学警察研究所並びに地方の管区警察局等の組織がある。
- 現在、科学警察研究所においてフレックスタイム制を活用している。フレックスタイム制を他の業務にも適用拡大するとすれば、午後から深夜にかけての業務が多い国会関係業務や、時差のある諸外国と連絡を取る国際関係業務のほか、学術的な調査研究に携わる研究職員に準じた職種について、可能と考える。
なお、フレックスタイム制を導入するに当たっては、勤務時間管理を厳格にすることと、職員の勤務時間に関する意識の改革が必要と思われる。
裁量勤務制については、具体的なニーズが見当たらない。
- 再任用短時間勤務職員は、そもそも職員の希望が少ないが、今後活用していくに当たって、定員管理の弾力化が望ましい。
- 一般職員の短時間勤務がなじむ職種としては、再任用の場合と同様の技能・労務職員か、その他には、資料整理・データ入力等の定型的補助業務が考えられる。

ただし、任用基準、勤務条件、責任や権限の範囲等も明確にする必要がある。

- 育児休業に入る前の産前・産後休暇についても定員外の措置とし、その時点から臨時的任用等が認められるようにしていただきたい。

(2) 主な質疑応答

(問) フレックスタイム制導入が適当な職場として、国会関係業務を挙げられたが、具体的にはどのようなフレックスタイム制が現実的と考えられるか。

(答) 深夜に及ぶ業務が予定されているような日については、遅く出勤するというようなことができると考えられる。

<全体意見交換における委員意見の概要>

- 再任用職員が、短時間だけでなくフルタイム職員を含めても少ないが、今後年金支給開始年齢がまだ61歳より上がっていけば、状況は変わるかもしれない。
- 各府省に言えることだが、情報を一元化したり、業務改革をしたりという努力が必要なのではないか。

6 次回のスケジュール

第3回の会合は、来年の2月を予定している。内容は、職員団体及び民間企業のヒアリングを考えている。